

津久見市業務継続計画（BCP）策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、津久見市業務継続計画（BCP）策定業務の受託者を選定する場合の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

津久見市業務継続計画（BCP）策定業務

(2) 業務内容

「津久見市業務継続計画（BCP）策定業務特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで

(4) 契約限度額

本業務の限度額は、金 7, 8 3 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税（10%）の額を含む。）とする。

※ただし、令和 7 年度業務の支払限度額を 0 円、令和 8 年度業務の支払限度額を 7, 8 3 5, 0 0 0 円とする。

3 実施事業者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

プロポーザルへの参加資格は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和 7 年度津久見市競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 大分県及び津久見市から入札参加資格停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 津久見市暴力団排除条例（平成 23 年津久見市条例第 1 号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (8) 過去 10 年までに、地方公共団体との間で業務継続計画策定、地域防災計画策定又はそれ

に類する業務の委託契約を締結し、完了した実績を有すること。

- (9) 各提出期限までに参加申込書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、本市が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。
- (10) 特記仕様書第 14 条に基づき本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

5 実施スケジュール

内 容	日 程
公募開始の公表（実施要領等の配布）	令和 7 年 9 月 1 0 日（水）
質問票の受付期限	令和 7 年 9 月 1 7 日（水）正午まで
質問票の回答	令和 7 年 9 月 2 2 日（月）
参加申込書の提出期限	令和 7 年 9 月 2 5 日（木）午後 5 時まで ※受付は、土日祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで （郵送の場合は 9 月 2 5 日（木）午後 5 時必着）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 1 0 月 9 日（木）午後 5 時まで ※受付は、土日祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで （郵送の場合は 1 0 月 9 日（木）午後 5 時必着）
企画提案書等の書類審査	令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）※ 5 者を超えた場合
ヒアリング審査予定日	令和 7 年 1 0 月下旬予定
審査結果の通知	令和 7 年 1 0 月下旬予定

6 参加申込

- (1) 「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、④、⑤、⑥については、本市に競争入札参加資格審査申請書を提出し受理されている場合は不要とする。また参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受付けないものとする。

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 会社概要書（様式 2）
- ③ 会社案内（パンフレット等）
- ④ 定款
- ⑤ 登記事項証明書（現在事項証明書）
- ⑥ 国税及び地方税に滞納がない旨の証明書

- (2) 提出部数

各書類 1 部提出

- (3) 提出方法

持参又は郵送等（受取が確認できる方法）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。封筒等の表面に「参加申込書在中」と朱書きすること。郵送等の場合は、提出期限までの必着とする（到着の有無について提出先へ確認すること。提出期限を過ぎた場合は受付しないものとする。）。

（4）提出期限

令和7年9月25日（木）午後5時必着

（5）提出先

津久見市役所 防災危機管理室

〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号

TEL 0972-82-9500（直通） FAX 0972-82-9520

E-mail : igaue-k@city.tsukumi.lg.jp 担当 伊賀上

（6）参加資格の承認

参加資格の承認の可否については、令和7年9月30日（火）までに、参加申込書に記載された担当者に電子メールで通知する。

7 企画提案書等の提出

津久見市業務継続計画（BCP）策定業務の特記仕様書の業務内容を踏まえ、次の要領で以下必要書類を提出すること。

（1）提出書類

① 企画提案書（様式3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7）

② 見積書（任意様式） ②の宛先は津久見市長とし、企画者の所在地、事業者名、代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。見積額は、経費の内訳を記載すること。

（2）提出部数

各書類：6部（1部押印し、5部を複写すること）

（3）提出方法

持参又は郵送等（受取が確認できる方法）で提出するものとし、封筒等の表面に「企画提案書在中」と朱書きすること。

（4）提出期限

令和7年10月9日（木）午後5時までとする。なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

（5）提出先

「6 参加申込」の「（5）提出先」のとおり

8 提案の審査項目及び配点（合計 150 点）

審査項目	審査内容	評価基準	審査配点
1 企業評価	■会社の概要を審査	様式 1 様式 2	20 点
2 業務実施体制	■業務遂行に十分な体制を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能かを審査	様式 3-1 様式 3-2 様式 3-3	10 点
3 業務実施方針 及び実施フロー	■実施方針が明確且つ的確であり、実施フローが目標達成可能なものか審査	様式 3-4	10 点
4 業務工程	■業務工程が適切なものか審査	様式 3-5	5 点
5 業務遂行方法	以下に示す項目について審査 ■地域防災計画との整合 ■被害想定シナリオ作成 ■防災上の課題集出 ■事業継続計画の実現性	様式 3-6	40 点
6 提案の独自性	特記仕様書に記載している内容以外で、本市にとって有益な独自提案やアイデアがなされているか。	独自様式	10 点
7 プレゼン テーション			50 点
8 見積額	見積額が最も低かった事業者に満点を付する。その他の事業者については、見積額が最も低かった事業者の見積額（A）を当該事業者の見積額（B）で除した数値（ $A \div B$ ）に配点（10 点）を乗じて得た得点とする（小数点以下切捨て）。		5 点
合計			計 150 点

9 審査方法

（1）審査体制

「津久見市業務継続計画（BCP）策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づいて設置した審査委員会による審査員が行う。

（2）審査方法

審査は、ヒアリング審査によって行うものとする。なお、企画提案書の提出者が 5 者を超えた場合については、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位 5 者をヒアリング審査の対象とする。（書類審査においても、（1）の審査体制で行うこととし、審査を行った場合は、令和 7 年 10 月 16 日（木）までに審査結果を電子メールで通知する。） 審査は、本実施要領 8 の「提案の審査項目及び配点」の審査項目・審査基準により採点し、各審査員の採点結

果の合計点が最も高かった者を最優秀提案者、2 番目に高かった者を次点提案者として選定する。

最高得点者の者が複数いる場合は、委員の協議によって決定する。

なお、提案者が1 者であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（合計の6 割以上の点）を満たしていると判断した場合は最優秀提案者として選定する。

①実施予定日 令和7 年1 0 月下旬

②実施場所 津久見市役所 大会議室

③実施方法

ア 1 者あたり4 0 分以内（セッティング及び撤去等に関する時間を除く。）としその内容は以下のとおりとする。

プレゼンテーション 2 0 分以内

質疑応答 2 0 分以内

イ 説明者は、原則として本業務を実施する際の責任者にあたる者とする。

ウ 出席者は5 名以内（パソコン操作者含む。）とする。

エ プレゼンテーションは、出席者が提出した企画提案書の内容について説明することとし、スクリーン等に投影して説明することもできる。

オ プレゼンテーションにパソコン、大型モニター（サイズ）等を使用する場合は、防災危機管理室に事前に連絡をすることとする。パソコンは事業者が持参すること。ただし、大型モニター（サイズ）及び HDMI ケーブルについては、市が用意することも可能なため、使用する場合は事前に申し出ること。

カ 提出された企画提案書及びプレゼンテーション等審査の内容については、非公開とする。

キ 審査結果に対する異議申立ては受理しないこととする。

（3）受託候補者の特定

ヒアリング審査の選定結果を基に受託候補者を特定し、書面により通知することとする。

（4）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 委託契約の前日までに「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ③ 見積額が契約限度額を超えている場合
- ④ 不正と認められる行為があった場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

1 0 質問及び回答

本プロポーザルに関して、質問がある場合は、「質問票（様式4）」を提出すること。

（1）受付期限

令和7 年9 月1 7 日（水）正午まで（必着）

(2) 提出方法

「質問票(様式4)」に必要事項を記入の上、電子メールにて受付期限内に提出すること。
電子メールの標題は「プロポーザル質問(事業者名)」とし、メール送信後、「防災危機管理室」に受信確認の電話をしてください。

(3) 回答

令和7年9月22日(月)に市のホームページで公開する。

(4) メール提出先

E-mail: igaue-k@city.tsukumi.lg.jp

津久見市防災危機管理室 担当 伊賀上 TEL 0972-82-9500(直通)

(5) その他

- ① 質問者の名称については公表しない。
- ② 審査に関する質問には応じない。

1.1 注意事項

- (1) 提案に関する費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 提案に関する提出物は返却しない。
- (3) 「参加申込み」の後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出するものとする。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属するものとし、津久見市が無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続及び事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、津久見市情報公開条例(平成11年津久見市条例第22号)に基づき、提出書類の公開について判断するものとする。